別表第三(八)の項を削り、同表(九)の項中「第八条の二第三項」を「第八条の二第二項（定義）」に、「介護予防基準省令」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下この表の(八)から(七)までにおいて「介護予防基準省令」という。）に改め、同項を同表(八)の項とし、同表(十)の項中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に改め、同項を同表(九)の項とし、同表(十一)の項中「第八条の二第五項」を「第八条の二第四項」に改め、同項を同表(十)の項とし、同表(十二)の項中「第八条の二第八項」を「第八条の二第六項」に、「第百二十三条（準用）において準用する介護予防基準省令第百条第三項第一号（利用料等の受領）」に改め、同項を同表(十一)の項とし、同表(十三)の項中「第八条の二第九項」を「第八条の二第七項」に改め、同項を同表(十二)の項とし、同表(十四)の項中「第八条の二第十項」を「第八条の二第八項」に改め、同項を同表(十三)の項とし、同表(十五)の項中「第八条の二第十一項」を「第八条の二第九項」に改め、同項を同表(十四)の項とし、同表(十六)の項中「第八条の二第十三項」に改め、同項を同表(十五)の項とし、同表(十七)の項中「第八条の二第十四項」に改め、同項を同表(十六)の項とし、同表に次のように加える。

(七)　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条（介護予防サービスに係る保険給付に関する経過措置）及び第十四条第二項（介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の介護保険法（この表の(六)において「旧介護保険法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第二条第三号（介護予防訪問介護に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第五条の規定による改正前の介護予防基準省令（以下この表の(七)及び(九)において「旧介護予防基準省令」という。）第二十条第三項（利用料等の受領）（旧介護予防基準省令第四十五条（準用）において準用する場合を含む。）に規定する交通費を対価とする資産の譲渡等
(八)　旧介護保険法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第四条第三号（介護予防通所介護に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防基準省令第百条第三項第一号（利用料等の受領）（旧介護予防基準省令第百十五条（準用）において準用する場合を含む。）に掲げる送迎

○財務省告示第九号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第五十八条の二第三項及び消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十五号）附則第六条第二項の規定に基づき、消費税法施行令第五十条第二項、第五十四条第五項、第五十八条第三項及び第七十一条第五項並びに消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）第五条第三項及び第十六条第三項の規定に基づきこれらの規定に規定する保存の方法を定める件（昭和六十三年大蔵省告示第百八十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

前文中「第五十八条第三項」の下に「、第五十八条の二第三項」を、「第七十一条第五項」の下に「並びに消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十五号）附則第六条第二項」を加える。

本文中「第三十八条第二項」の下に「、第三十八条の二第二項」を、「第五十八条に規定する帳簿」の下に「並びに消費税法施行令等の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）附則第六条第一項に規定する請求書等の写し」を、「第五十八条第二項」の下に「、第五十八条の二第二項」を、「及び第四項」の下に「並びに改正令附則第六条第一項」を加える。

○財務省告示第百十号

印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表自動車検査独立行政法人の項の前に次のように加える。

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）
国立研究開発法人海上技術安全研究所	国立研究開発法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）
国立研究開発法人建築研究所	国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）
国立研究開発法人港湾空港技術研究所	国立研究開発法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号）
国立研究開発法人国立環境研究所	国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）
国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	
国立研究開発法人産業技術総合研究所	国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）
国立研究開発法人森林総合研究所	国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）
国立研究開発法人水産総合研究センター	国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）
国立研究開発法人電子航法研究所	国立研究開発法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）
国立研究開発法人土木研究所	国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）
国立研究開発法人日本医療研究開発機構	国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）
国立研究開発法人農業環境技術研究所	国立研究開発法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）
国立研究開発法人農業生物資源研究所	国立研究開発法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第百九十三号）